

平成30年2月定例教育委員会会議録

1. 日 時 平成30年2月9日(金)午後2時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教育長 | 奥 真弥 |
| 教育長職務代理者 | 北浦 秀樹 |
| 委 員 | 南 一早枝 |
| 委 員 | 畑谷 扶美 |
| 委 員 | 山下 潤一郎 |
| 委 員 | 中村 スザンナ |
| 委 員 | 赤坂 敏明 |
4. 説明のため出席した職員の職、氏名
- | | |
|-------------------|--------|
| 教育部長 | 上野 正一 |
| 施設担当理事 | 福島 敏 |
| スポーツ推進担当理事 | 谷口 洋子 |
| 教育総務課長 | 檜葉 浩司 |
| 教育総務課教職員担当参事 | 十河 統治 |
| 教育総務課施設担当参事 | 田中 伸宏 |
| 教育総務課文化財担当主幹 | 大関 逸子 |
| 学校教育課長 | 上田 和規 |
| 学校教育課学校指導担当参事 | 明渡 賢二 |
| 学校教育課人権教育担当参事 | 和田 哲弥 |
| 青少年課長 | 山隅 唯文 |
| スポーツ推進課長 | 山路 功三 |
| 子育て支援課長 | 川崎 弘二 |
| (庶務係) 教育総務課長代理兼係長 | 北庄司 俊明 |

5. 本日の署名委員 委員

赤坂 敏明

議事日程

(報告事項)

- 報告第 4号 泉佐野市放課後児童健全育成事業 実施要綱の一部改正について (学校教育課)
- 報告第 5号 図書館協議会委員の委嘱について (生涯学習課)
- 報告第 6号 平成30年度当初予算案における新規事業等について
- 報告第 7号 教育委員会後援申請について
- 報告第 8号 教育委員会後援実施報告について

- 議案第 1号 泉佐野市立学校の管理運営に関する規則及び泉佐野市立幼稚園運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について (学校教育課)
- 議案第 2号 教職員(管理職)の人事について (教育総務課)

(午後2:00開会)

奥教育長

ただ今から平成30年2月の定例教育委員会議を開催します。

本日の傍聴はありません。

本日は委員全員が出席しているため、会議が成立しています。

本日の会議録署名委員は、赤坂委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、本日の審議に入ります前に、1月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がありましたら、お願いいたします。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、中村委員は後ほど署名をお願いします。

奥教育長

それでは、本日の審議に入りたいと思います。

はじめに報告第4号「泉佐野市放課後児童健全育成事業 実施要綱の一部改正について」を議題といたします。

報告をお願いします。

上田学校教育課長

報告第4号の「泉佐野市放課後児童健全育成事業 実施要綱の一部改正について」説明させていただきます。新旧対照表の1ページをお開きください。

放課後児童健全育成事業については、保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図ることを目標としています。

今回の改正は対象学年の変更でございまして、平成29年度までは、通常期が1年生から3年生まで、長期休業期間が1年生から6年生までを対象としておりましたが、平成30年度から、通常期の対象学年を1年生から6年生まで引き上げることにより、さらに充実を図っていくものでございます。

新旧対照表1ページ目の中段、(入会資格)の第3条の(2)ですが、現行は「学校教育法に規定する小学校または特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍している者または本市の小学校等の第1学年から第3学年までに在籍している者。ただし、泉佐野市立学校の管理運営に関する規則第2条第1項第2号に規定する学校の休業日については、第4学年までに在籍している者」としておりましたが、今年度より長期休業期間の対象を第6学年まで引き上げており、その部分の変更ができておりませんでした。今回、その部分についても今回の改正と併せて変更させていただき、その結果、通常期、長期休業期間ともに第6学年までが対象となり、学年の区分がなくなることから、「学校教育法に規定する小学校または、特別支援学校の小学部に在籍している者。」とするものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第4号を終わります。

次に、報告第5号「図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。報告をお願いします。

上野教育部長

報告第5号の「図書館協議会委員の委嘱について」ご説明いたします。資料5をご覧ください。

図書館協議会は、図書館法第14条第2項で「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。」と定義され、本市においては泉佐野市立図書館条例第4条で設置することとしています。又、その委員及び任期については同条例第5条に規定しており、委員については「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験のある者並びに公募した市民の中から教育委員会が任命する。」となっておりますが、委員の選任については各関係団体からの推薦をいただいた上で任命をすることとしているところであります。また、任期は2年で、現在の委員の任期は平成30年5月31日までとなっておりますが、委員名簿のうち、PTA連絡協議会、社会教育委員、泉ヶ丘文庫の各代表について変更の推薦があり、委嘱替えをいたしましたので、ご報告をいたします。新たな委員

になりましたのはPTA連絡協議会代表 小平未来様、社会教育委員代表 角倉正夫様、泉ヶ丘文庫代表 川原優子様の以上3名でございます。

報告は以上です。

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

団体の中でメンバーの変更があるということで、3名の方が替わられています。

奥教育長

他ございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第5号を終わります。

次に、報告第6号「平成30年度当初予算案における新規事業等について」を議題といたします。報告をお願いします。

榎葉教育総務課長

報告第6号「平成30年度当初予算案における新規事業等について」ご説明させていただきます。

資料は報告資料6をご覧ください。

平成30年度当初予算につきましては、この度、予算内示があり、市議会の3月定例会に上程いたします予算案がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

今回ご報告いたしますのは、教育委員会が所管します教育費のうち、新規事業として新たに計上しておりますものと、前年度からの継続事業のうち、内容を充実させるため予算を拡充して計上いたしておりますもののみとさせていただきます。

(報告資料第7号に基づいて説明)

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

山下委員

44番と46番は以前、ぎりぎり賛成で1.2から1.4になり、担当課の課長はしばらくこのままでいく感じで言っていましたが、次回、議案で出てくるのですよね。出てきたときは反対されると思うのですよ。あの時は私は反対しましたし、北浦委員も反対され、赤坂委員も棄権かなにか対応されたと思います。

上野教育部長

その時のご意見というのは真面目に就労しない世帯に就学援助をするのはいかなものかという

趣旨だったと思います。就学援助を支給している世帯はそういう世帯ばかりではないことも1つですが、就学援助というのは保護者に支給するものではなくて、子どもの教育の機会均等のために支給するというのが基本的な前提でして、生まれ育った環境や保護者の状況によって、機会が不平等にならないためにするための施策の1つとして就学援助制度があります。

究極は、義務教育、義務教育以外でも無償化が叫ばれているなかで、学費だけではなく、教育にかかる義務的な費用すべてを国なりが負担できればいいのですが、そういう状況ではないなかで、一定の制限を設けて支給をさせていただいているということだと思います。そういうことが前提にありまして、委員さんの意見を理解いたしますけれども、我々としては、むしろ逆に拡大をさせていただきたいというのが基本的な考え方で、給食費や教材費、学級費などの滞納等で先生方がご苦労されている状況もあるなか、そのような義務的にかかる費用については、できれば、すべて無償化を図っていきたいという考え方でございます。

もう一つ、これはお言葉を返すようなことになるかもしれませんが、予算についてはいろいろなご意見をお伺いするのは当然のことですけれども、予算の執行は市長部局にあるということで、もちろん政策的な判断などもあって、来年度においては1.5倍に引き上げると判断されたということでございます。

山下委員さんの意見が全く分からないという訳ではないのですが、政府だけではなくて経済界、民間も含めて子どもの貧困対策に取り組んでいこうというなかで、そこは一定のご理解をいただければとお願いするところでございます。

山下委員

その説明は前回も聞いたので、よく分かっています。最初1から1.2になり、1.2から1.4になったと思いますが、その時にどうしてそんな数字がでてくるのかという質問をさせていただいたと思います。どうして1.3ではなく1.4なのか、1.5じゃないのか、2ではないのか、全支給ではないのかと。予算が無いからできませんよということでした。

結局、市長の判断で1.5倍にしようということではないかと思います。それであれば、議案に出す必要は無いと思います。私は議案に出れば、絶対反対しますし、この前反対された人も反対すると思います。そこで否決されるのであれば、出さないほうがいいのではないですか。

上野教育部長

私の説明で市長の判断という言い方をしたのですが、それだけではなく、議会等でもいろいろなお質問をいただくなかで、もう少し就学援助を充実すべきであるという趣旨のご意見があります。

充実というのは、対象者の拡充だけではなく、就学援助費は修学旅行の代金であったり、学用品であったり、新入学の準備費用であったり、それぞれの費目ごとに支給金額を決めているのですが、それが国基準よりも泉佐野市の場合は低く、費目によっては半分以下になっているものもありまして、そういう部分を国基準に引き上げられないのかという意見があります。又、新入学準備金を入学した後に支給するのではなく、準備にかかる時、必要な時に支給できないかという意見もあります。そういった意見を踏まえ、今回、支給は1年先からになりますけれども、新入学準備用費を3月に支給できるように変更していこうということでございます。

従って、市長だけの考え方というわけでは決してありませんし、その数字がどこから出てきているのかと言えば、予算との兼ね合いもあり、いくらでも潤沢に出せるという状況ではないなか、年度ごとに判断されているということでございます。

中村委員

この 1.0 から 1.2、1.2 から 1.4 と今まで上げてきた年度間で予算額がちょっとずつ上がってきているということですが、満額支給されているのですか。

上野教育部長

その年、その年によって申請の状況は当然変わります。申請されていた世帯についても収入が増えたということもありますし、児童生徒の人数そのものが変わることがありますのであくまで予算は見込みでこれくらいになるだろうということで計上しております。不足すれば補正をあげさせていただきますし、状況によって余る時もあるということでございます。

中村委員

変えていくことによって本当に給食費の回収率が上がったとか追跡調査や分析はされているのでしょうか。例えば、今まで校長先生が立替えていた未納とかが無くなってきているのでしょうか。

上野教育部長

就学援助の中に給食費がありまして、就学援助を受けられている世帯の給食費は保護者を經由せずに直接給食センターのほうに支払いますので、学校の先生方からのご意見としては就学援助によって給食費徴収の業務は軽減されていると聞いています。

また、給食費そのものの徴収率は 99 点何%で非常に徴収率が高いので、校長先生が立替えていたということは基本的にはないのかなと思っておりますが、100%ではないのは確かです。

中村委員

実際、子どもたちがどれくらい幸せになっているとか、目に見えて変化があるかどうかとか私たちが分からないので、お金が子どものために使われているのかと思います。どうすれば、わかるのでしょうか。

上野教育部長

全ての世帯が 100 点満点の世帯だとは言えませんし、実態はそうでないと私も認識しています。しかし、ほとんどの世帯が一生懸命頑張っても生活が苦しく、子どものためにお金をかけてあげたいけれども、なかなか手が回らないというのが実状だと認識しています。そのあたりは生活保護の支給でも同じことが言えると思うのですが、すべての生活保護の受給世帯が怠けているとかではないことと一緒に、ほとんどの世帯は真面目に頑張っていると思っています。

中村委員

これからも、また 1.5 から 1.6、1.7 へと上がっていくのが理想とおっしゃっていましたよね。

上野教育部長

もちろん、そういうことも有ると思います。

基本的な考え方としては、先ほども申しました通り、義務教育の学費は無償で位置付けされていますが、それ以外の費用についても、例えば給食費の無償化に取り組んでいるところもありますし、そういう風にできればと考えます。ただし、財政的に非常に厳しい部分もありますので。

奥教育長

できるだけ経済的な問題を子どもの教育に持ちこむべきではないですし、子どもの貧困が学力に影響しているという相関関係もありますので、援助の対象を拡大することで、経済的な負担を緩和し、どんな家庭の子どもであっても均等に教育を、必要なところに必要な援助をとという施策でございます。ご理解をよろしく申し上げます。

山下委員

必要なところに必要な援助を出す施策というのなら、生活保護基準の 2 倍でも全然子どもにお金を掛けない人もいるし、生活保護基準以下の人でも子どもにお金をかけている人もいます。それをしっかりと調べて援助をすべきではないのかと思います。一元的に数字で上げていくしかないというなら、私は反対です。

子どもに罪はないとはいうのはわかりますが、ある程度線を引かないと、いくらでも貴重な税金が使われていくと思います。

上田課長さん、これは次回の案件として出されるのですか。

上田学校教育課長

3 月の定例会に要綱の改正を出させていただく予定です。

山下委員

それまでに納得できるものを出してくれないと、絶対に反対です。

赤坂委員

私の記憶では、去年のご答弁の中で、近隣の自治体との比較を鑑みて引き上げたということであったと思うのですが、近隣の自治体も 0.1 程度の引き上げを今年度実施した、あるいは来年度予定しているということですので理解してよろしいですか。

上野教育部長

先程申し上げました生活保護基準の 1 点何倍というのは対象世帯を区切る線ということになります。一方、就学援助は、その内訳として学用品費や修学旅行費であるとかそういうものに分かれているわけですが、その対象品目や金額に国の基準があり、近隣市はだいたい国基準まで上げていま

すが、泉佐野市は低くなっています。

委員さんにご質問された、近隣市も 0.1 上げるのかということについてはそこまで調査はしていません。枠を拡大するかは、ある程度近隣を見ながら政策的な判断を含めてされるということになります。

赤坂委員

去年の答弁が近隣との比較も含めてということだったので、そういう動きも含めた見直しをされているのかなということで質問させていただきました。

上野教育部長

ちなみに近隣で言いますと、これは 27 年度になるので当時まだ泉佐野が 1.0 の時ですけれども、泉南が 1.1、貝塚が 1.1、岸和田が 1.1 となっています。ただ、全国统一で生活保護基準の 1 点何倍と決めているわけではなくて、例えば、前年度の住民税が非課税の世帯があるとかそういう決め方をしている市町村もありますし、持ち家か借家かによって所得基準を変えている市もあります。

基本的に、今は国の補助が無く、全額自治体の負担ということで、各自治体が決めているところですが、国のほうからも指導といますか、こうしなさいという訳では無いですが、枠を拡大するようにということがございます。

南委員

本当に困っている家庭であれば、子どもに罪はないですから、いくらでも援助してあげたら良いと思います。本当にこの家庭に必要なのかどうなのかという調査をしっかりとってもらっていたら、山下委員も援助してあげてと思うのではないのでしょうか。調べ方が甘いのではないかと、信用していないと思うのです。実際にどうしてこの人は生活保護を受けているのかという人もたくさん知っていますし、そういうのを見ていると本当に税金をつぎ込んでいっていいのかは、すごく疑問に思います。

奨学金とはまた別だと思いますが、奨学金の場合は所得がいくらでとか表に出ますが、それが本当かどうかどこまで調べられるのかと思います。

北浦委員

それを調べるのはプライバシーの問題もあり、なかなか難しく、限度がありますから、やっぱり数字で出さざるを得ないと思います。そうすると、所得証明なり何なりを信用していくしかないと思います。

問題はどこでラインを引くかですよね。前回の時に何故 1.4 倍になったのか、その大きな理由が聞きたかったのですが、もう一つ明快な理由が返ってこなかった印象があります。

1 点何倍が妥当かどうかは、数字で判断せざるを得ないと思います。前は提示していただいたと思いますが、1.4 倍で金額的にはいくらだったのでしょうか。

上田学校教育課長

認定基準の目安となりますと1.4倍で約300万となります。近隣では300万を超えた基準額になっているところもありますし、この基準と一緒にところもあります。

北浦委員

ということは、その約1割増しで330万くらいですか。

上田学校教育課長

320万程度になると思います。

山下委員

前回どうして1.4を1.5にしなかったのですか。

上野教育部長

何故1.4を1.5にしなかったということですが、一番大きな問題は財政的な負担がどうなるかを睨んでのことであるというのが先ずあります。

先ほどの南委員さんの意見ですが、福祉的な施策は山下委員さんのおっしゃるように真に必要な世帯に支給するのが大前提ですけれども、全ての世帯がそうではなく、誤魔化しているとか不正受給しているだとかがあるのも事実です。

では、どこまで調べるのかということですが、先ず、所得というのは税務のほうで捕捉しますから、所得は確認できるわけですけれども、生活保護はそれとは別に、銀行預金などの資産調査なり、それ以上の調査をしています。ただ、就学援助については、その年その年の所得で見て、預貯金がいくらあるとかまで斟酌しませんので、前年度の所得によって就学援助を支給しています。

生活保護基準の何倍というところにつきましては、生活保護基準そのものの計算が1世帯1人いくらであるとか、中学生がいたらいくらであるとか、そういう基準になっておりますので、一概に説明できないのですが、先程上田課長が説明したように、基本的な親子4人世帯で300万程度の所得だということ。もう一つ付け加えて言うなら、生活保護基準は大都市と地方で基準が異なりますので、一概に大阪市と泉佐野市が同じ基準ということではないということです。

当然、できるだけ真に必要な人かどうかを調べる方が良いに決まっているのですが、そのあたりは費用対効果という部分もあります。

奥教育長

今回は、このような予算案であるということをお示しさせていただいて、報告事項になっておりますので、この件については、改めて要綱の改正ということでお諮りしますので、その時にはバックグラウンドをお示しさせていただいた上で、審議していただけたらと思います。

他ございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第6号を終わります。

次に、報告第7号「教育委員会後援申請について」を議題といたします。報告をお願いします。

檜葉教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料第7号に基づいて説明。

新規2件、継続2件、計4件の事業内容について一括で報告

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

中村委員

第4回マリネラ世界大会についてですが、泉南市に団体があり、泉南市で活動されていると資料にあります、泉佐野市でも会員さんがいらっしゃるのでしょうか。

山路スポーツ推進課長

これまで泉南市で大会をしておりましたが、昨年、泉佐野市の市民総合体育館を見学され、いい体育館なので、ぜひここで大会を開催させていただきたいというお話がありました。泉佐野市民で何名が活動されているかは確認できていませんが、ペルーのほうから役員さんをお招きして、日本でお住まいの方、世界からお越しになる方を含めて200人規模で予選をさせていただきたいということでございます。

中村委員

一見した印象ですが、しっかりした靴を履いて踊るように見えますが、フローリングの状態とかは大丈夫でしょうか。

山路スポーツ推進課長

男女ペアで踊り、女性は素足で、男性は靴を履いてグンスをされるということで、これまで泉南市の方で大会をされておりましたので、泉南市に確認しましたところ、特に問題は無いということでした。

奥教育長

他ございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第7号を終わります。

次に、報告第8号「教育委員会後援実施報告について」を議題といたします。

報告をお願いします。

檜葉教育総務課長

報告第8号「教育委員会後援実施報告について」ご説明いたします。報告資料8号「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧ください。報告件数は今回3件で、これらは以前に教育委員会で後援

承認したものであり、報告資料第8号をもって報告にかえさせていただきます。

奥教育長

ただいま報告がありましたが、委員の皆様でご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第8号を終わります。

続いて議案審議にうつります。

議案第1号「泉佐野市立学校の管理運営に関する規則及び泉佐野市立幼稚園運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

上田学校教育課長

議案第1号「泉佐野市立学校の管理運営に関する規則及び泉佐野市立幼稚園運営に関する規則」の一部改正につきましてご説明させていただきます。新旧対照表の1ページをお開きください。

学校教育法施行令の一部を改正する政令が、平成29年9月13日に公布され、同日施行されました。今回の改正では、平成30年度から導入される「キッズウィーク」に関する施策の一環として、公立の学校の休業日の例示を定める規定に「体験的学習活動等休業日」を加える整備がされ、これに伴い同施行令の第29条が改正され、第2項が追加されたことにより、学校の学期及び休業日が規定されていた項目を第1項としたものでございます。

この改正を受けて、泉佐野市立学校の管理運営に関する規則の第2条第1項中の「第29条」を「第30条第1項」に改正するとともに、泉佐野市立幼稚園運営に関する規則の第8条第1項中の「第29条」を「第29条第1項」に改正するものでございます。

説明は以上です。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

奥教育長

ただいま、学校教育課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、議案第1号「泉佐野市立学校の管理運営に関する規則及び泉佐野市立幼稚園運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第2号「教職員の人事（管理職）について」を議題といたしますが、人事案件につき非公開が適切と考えますが、ご異議ありませんでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議がございませんので、本議案は非公開とさせていただき、後程、関係者のみで議事を進めて

まいります。

次に、その他で何かございますか。

十河教育総務課教職員担当参事

1月31日に行われました「労働安全衛生協議会」につきましてご報告させていただきます。資料をご覧ください。今年度の「勤務と休憩」調査を行いましたので、その結果を(1)に概要の文章として記載しております。また、1枚めくっていただきますと、労安協ニュースとしてグラフで見やすくお示ししております。なお、労安協ニュースに関しましては教職員全員配布ということで考えており、2月14日付で配付を予定しています。実態は前年と比べても厳しい状況が続いているというところですが、ただ昨年度と比べて、中学校については在校時間11時間以上、11時間以上というところ夜8時頃くらいまでと推測されますが、その割合は昨年度と比べて減っている状況であります。しかし、現場感覚として実感はあまり変化がない状況という意見がありました。

労安協ニュースでは、表面に今年度の調査結果を載せています。勤務時間後に残った理由として、事務処理を選択している教職員が一番多かったです。又、休憩が取れたかどうかといった設問に関しましては、取れた教職員の割合が幼小中全体としまして26.5%となっています。裏面は経年比較となっております。11時間以上の割合が40.3%と昨年度と比べましても若干長い超過をしている状況です。又、休憩取得に関しましても取れた人の数字が若干減っている状況でございます。時間外業務の縮減のための取組みとしましては、学校現場や個人が行っているものを左下に載せています。各校での取組みを各教職員が見ることによって、意識して進めていくというところを意図して、全配付としております。

次に(2)土曜日授業に係る勤務状況アンケートについてですが、3枚目の「土曜日授業に係る勤務状況アンケートより」という資料をご覧ください。回答数は424名で、本年度これまでの土曜日授業の日程を挙げまして勤務した割合、その内事務職員の割合、土曜日授業での在校時間の平均時間を示しております。又、10月28日の土曜日授業前後の勤務状況のアンケートをとっており、連続勤務が、小学校で最大12連勤、中学校でクラブも絡んでいるということですが最大22連勤という人も1名いたという状況がでております。土曜日授業の振替取得状況につきましてもなかなか同一週には取りにくいという状況が結果に表れています。

続いて、(3)一斉退庁についてですが、時間外業務の縮減に関しまして、学校現場や個人では様々取り組まれているなか、教育委員会としましては一斉退庁を進めていこうと考えております。一斉退庁とは何かと言いますと、午後7時までには全員必ず学校を出なさいといった内容で、3月の校園長会で通知する予定です。併せて、ノークラブデイの設定も同時に考えており、週に1日必ずクラブを休みにしなさいといった通知を行う予定にしております。又、客観的に勤務時間を把握するための方策としまして、タイムカードの導入を考えております。現在は先生方が勤務時間を自身で記録をして、エクセルの表に何時から何時まで勤務をしたと打ち込んでもらっています。それが、タイムカードを導入することにより、その打込みの軽減を図ることができ、併せて、実際に自分が何時間働いているのかを意識することにも繋がると考えております。月1回のノー残業デーにつきましては継続していきたいと考えています。

最後、(4)労働安全環境整備等今後の課題についてですが、時間外勤務の客観的把握をタイムカー

ドでしながらも、それは現状の把握であって、時間外勤務の縮減については同時に進行していかなければならないとなりました。

報告は以上です。

奥教育長

ただいま報告がありましたが、委員の皆様でご意見、ご質問等がございましたらお願いします。無いようでございますので、他の件で何かありませんか。

檜葉教育総務課長

「平成30年度泉佐野市議会3月（第1回）定例会 条例制定及び改廃について」ご説明させていただきます。

資料は、A4横1枚ものの一覧表をご覧ください。

これらの条例の改廃につきましては、本来でしたら、今回の委員会議において、案件として上程させていただくところではありますが、条例案の作成が間に合わず、次回、3月の定例委員会議に上程させていただくものでございます。今回は、あらかじめ、その概要について、簡単ではございますが、ご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

1つ目の「泉佐野市奨学金貸付基金条例」の一部改正につきましては、今年度、御寄付いただいたものの積立等を行い、基金額の変更を行うものです。

2つ目の「泉佐野市市営プール条例」の一部改正につきましては、佐野中学校プールの設置に伴うものでございます。

3つ目の「泉佐野市民テニスコート条例」の一部改正につきましては、上瓦屋テニスコートの廃止に伴うものでございます。

4つ目から9つ目の条例制定及び改廃につきましては、本年4月より、市立幼稚園が廃止され、保育所と一体化され運営されます、幼保連携型認定こども園への移行に伴うものでございます。

説明は以上でございます。

谷口スポーツ推進担当理事

少し説明を追加させていただきます。2番目の市営プール条例ですが、本来、佐野中学校のプール設置は学校施設で、そういう条例が必要ではないのですが、夏休み期間中に一般開放する際に指定管理に出すため必要ということで、今回市営プール条例に載せることになっております。

それと併せまして、新池プールの廃止につきましても来月上程させていただく議案に入れさせていただくことになっております。新池プールにつきましては、当初、今年の夏にオープンする予定でありました新池中学校プールの竣工に併せて廃止する予定でございましたが、新池中学校プールの方の工事竣工が遅れ、オープンが延期となっております。しかし、新池プールの方の老朽化が進み、危険箇所が見受けられ、万一事故があってはいけないということで、同プールを廃止することと決定したためでございます。

奥教育長

ただいま報告がありましたが、委員の皆様でご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

山下委員

上瓦屋テニスコートはどうして廃止するのですか。

谷口スポーツ推進担当理事

上瓦屋テニスコートは昭和59年、その当時はハードコートも必要ではないかということで設置しました。近年、老朽化によるコートの割れ等がかなりひどくて、一昨年も100万円程度かけて修理しましたが、すぐに割れてくるということがございます。又、照明の鉄塔もかなり古くなっております。南部公園のほうにサッカー場、野球のグラウンドに併せましてテニスコートのほうも4面新しくオープンすることになりましたので、こちらの2面のほうは廃止というふうに考えております。

山下委員

廃止した後は何ができるのですか。

谷口スポーツ推進担当理事

今のところ、売却の予定でございます。

山下委員

最近、いろいろ売却していますね。羽倉崎の下のりんくう公園のほうも売却ですね。

谷口スポーツ推進担当理事

そうですね。道路公園課の所管になっております、りんくう公園のグラウンドも、新しく南部公園にグラウンドができるということで廃止になっております。テニスコートも同じように6月1日から南部公園がオープンしますので、5月末で上瓦屋テニスコートも廃止させていただこうと思っています。

奥教育長

他ございませんか。

無いようでございますので、他の件で何かありませんか。

山路スポーツ推進課長

今月18日に第25回KIX泉州国際マラソンが、いつものように堺市浜寺公園をスタートし、りんくうタウンをゴールということで開催されます。泉佐野市の方では、11時過ぎから3時過ぎまで交通規制がかかります。住民の皆様、また交通される方にご迷惑をおかけすることになりますが、安全なマラソン大会の運営ということでご協力をいただけますようお願いいたします。以上です。

奥教育長

ただいま報告がありましたが、委員の皆様でご意見、ご質問等がございましたらお願いします。
無いようでございますので、他の件で何かありませんか。
無いようですので、教育長報告に移らせていただきます。

先ず、1番ですが、30年度当初新規採用者の配置がありました。小学校が6名で、養護教諭が1名です。中学校は8名ということで、内訳が国語1名、社会2名、数学3名、男子体育1名、英語1名です。小中いきいき連携ということで1名配置がございました。栄養教諭はございません。事務職は1名ということでございます。その他、少人数指導や児童生徒支援加配など、諸々の加配がありますけれども、それについては3月に入ってからということでございます。

2番の府の管理職選考の結果ですが、ご覧の通りです。1次試験につきましては校長が7名中6名、教頭候補についても2名中1名、指導主事は1名受けて1名が合格ということです。2次に移りまして、校長は残った6名中4名、教頭は1人受けて合格、指導主事も合格ということでございます。

来年度の管理職員につきましてはこの後ご説明をさせていただきますけれども、前途多難な状況がございまして、30年度は定年退職者が1名、31年度が4名、その次が更に6名と多くなっています。その一方で、現状、教諭の先生、主席、指導教諭の先生方が管理職選考を受検することが、意識的にもかなり厳しい状況がございます。しかし、それを誰かがやらなければならないということでございますので、そこは意識を持っていただくように校長先生をお願いをしたいと思います。

続きまして、3番の卒業式、入学式についてですが、市長の参列校は資料に書いてある通りの学校になります。普通は教育委員会告辞がありますので教育委員さんが座席のトップですが、市長の出席校につきましては市長が座席のトップということでございます。ただし、告辞が1番で、その次に来賓のトップとして市長が挨拶をしていただくということでございますので、よろしく願いいたします。

4番のSANOリンピックにつきましては、109人の申込みがございました。ただ、今インフルエンザがかなり流行っておりまして、学校学級閉鎖が続いている様な状況でございます。当初から予想されることでしたけれども、日程的な問題でこの時期しかなかったということで、今回了解をしてもらったのですけれども、インフルエンザの対応につきましては、こういう状況になったら中止せざるを得ないという対応も論議したいと思っています。開催の折には教育委員さんの出席をお願いいたします。

5番のその他につきまして、①から③の行事は記載の通りでございます。④平成30年度の全国学力学習状況調査が4月17日に行われ、今回は理科が追加されるということでございます。日頃から厳しい学力状況のなか、授業等の改善をしていただいて、日々の授業では表現力などの能力に焦点を当てて学習指導を行なっていただいている訳ですけれども、試験問題への慣れの問題もありますし、日頃の力が十分に発揮できるような取組みをお願いしますと校長先生方にもお伝えしております。

私の報告は以上でございます。

私の報告で何かご質問等ございますか。

無いようですので、本日の委員会に付議されました議題は、議案 2 号を除いて、すべて終了いたしました。

次回の 3 月定例教育委員会会議は、3 月 2 日の金曜日、午後 2 時から、市役所 4 階庁議室で開催いたします。

[関係者以外退席]

議案第 2 号「教職員の人事（管理職）について」について、十河教育総務課教職員担当参事より説明。

審議され、原案どおり承認される。

奥教育長

それでは、これをもって本日の会議は終了いたします。

(午後 3 時 25 分閉会)